

令和6年度
蓮田白岡衛生組合
建設工事等入札参加資格審査
申請の手引き

更新・新規・追加 共通

申請に関するお問合せ先

〒349-0204

埼玉県白岡市篠津1279-5

蓮田白岡衛生組合 庶務課 契約検査担当

電話 048-766-3738 (蓮田局)

0480-92-8839 (白岡局)

FAX 048-766-0659

ホームページ <https://www.hs-eiseikumiai.org>

目次

I 一般事項

1	資格審査申請対象者	1
2	申請者の資格	1～2
3	申請の手引・様式等の配布	3
4	申請受付期間	3
5	資格の有効期間	3
6	審査基準日	3
7	審査結果	3
8	受付・提出方法	4
9	提出書類の様式	5
10	注意とお願い	5
11	官製はがきの記入方法	5
12	申請書提出後の留意事項	6

II 提出書類一覧 及び 作成方法

1	建設工事	7～9
2	設計・調査・測量	10～11
3	物品・その他	12～13

III 新型コロナウイルス感染症等の影響への対応について

1	納税証明書の提出について	14
2	社会保険等の加入確認資料の写しについて	14

IV 申請後の注意事項

1	変更届について	15～17
2	参加資格の承継について	17
3	参加資格の抹消について	18

V 様式一覧

1	建設工事（様式第1～5号）	19～24
2	設計・調査・測量（様式第6～10号）	25～30
3	物品・その他（様式第11～14号）	31～35
4	指名競争入札参加資格者変更届（様式第15号）	36～37
5	指名競争入札参加資格承継申請書（様式第16号）	38～39

VI 別表 1～3

別表 1 建設工事分類表 40～46

別表 2 設計・調査・測量業務分類表 47～49

別表 3 物品・その他業種分類表 50～54

I 一般事項

1 資格審査申請対象者

(1) 対象契約

令和6年度において蓮田白岡衛生組合が締結する次の(2)に掲げる業務の契約

(2) 対象業務

- ア 建設工事 : 建設工事の請負契約
- イ 設計・調査・測量 : 建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託契約
- ウ 物品・その他 : 物品の納入・売買契約、機器修繕、点検業務、リースなどの契約

2 申請者の資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、蓮田白岡衛生組合の一般競争入札に参加させないこととされた者
- ウ 地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4第2項の規定により蓮田白岡衛生組合の指名競争入札に参加させないこととされた者
- エ 国税及び地方税が未納の者

(2) 建設工事について申請する場合、次のいずれかに該当する者は、申請できません。

- ア 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- イ 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(申請日現在において有効なもの)を受けていない者
- ウ **社会保険等に加入していない者**

※社会保険等とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。

(ア) 社会保険等の加入状況に係る確認方法

社会保険等の加入状況は「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査事項(社会性等)」欄で確認します。

- a **全ての社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」の場合**
⇒ 「社会保険等に加入している」とします。
- b **いずれかの社会保険等の加入状況が「無」となっている場合**
⇒ 「社会保険等に未加入」とします。

(イ) 経営事項審査申請後に社会保険等に加入した場合

上記(ア) bに該当する者であっても、次のaからcに掲げる資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

a 健康保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※欄外参照）

※ 年金事務所健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

b 厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

※ 上記 a b について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので1部提出してください。

加入直後で領収書が未到達の場合は、次の（a）又は（b）を提出してください。

（a）「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（直近のものに限る）

（b）「適用通知書」の写し

c 雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し と 領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し と 領収書の写し

※ 上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください。

※ 加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次の（a）から（c）のいずれかを提出してください。

（a）「雇用保険加入済確認願」の原本

（b）「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し

（c）「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等による社会保険料納付の猶予制度の特例を受けていて、上記の a から c の書類が提出できない場合は、本手引き 1 4 ページに掲載の書類を提出してください。

- (3) 「設計・調査・測量」の測量業務については、測量法第55条第1項の規定による登録（測量業者登録）を受けていない者は、申請できません。
- (4) 「設計・調査・測量」の建築関連コンサルタント業務については、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所登録を受けていない者は、申請できません。

3 申請の手引・様式等の配布

(1) 配布期間

令和5年11月1日（水）から令和6年1月31日（水）まで

(2) 配布方法

ア 組合ホームページからダウンロード

<https://www.hs-eiseikumiai.org>

イ 蓮田白岡衛生組合 庶務課 契約検査担当 窓口で配布

※組合窓口で資料の受け取りを希望される場合は、事前に連絡したうえでお越しく下さい。

4 申請受付期間

(1) 受付期間

令和6年1月5日（金）から令和6年1月31日（水）まで

(2) 提出先

〒349-0204 埼玉県白岡市篠津1279-5

蓮田白岡衛生組合 庶務課 契約検査担当 宛て

5 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

6 審査基準日

(1) 建設工事の請負に係る資格審査基準日

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書（「結果通知書」）の審査基準日を指します。通知書が複数ある場合は、直近のもの審査基準日を指します。（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）

(2) 建設工事の請負以外に係る資格審査基準日

申請時直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を指します。

7 審査結果

審査結果は一般に公開します。令和6年4月1日以降に庶務課窓口で閲覧できます。

8 受付・提出方法

(1) 申請書の提出については、**郵送**してください。**(信書を送ることが可能な方法に限ります。)**

令和6年1月31日(水)の消印日までを有効とします。

※メール便及び宅配便は信書を送ることができないため不可とします。

(2) 申請業種ごとの**提出書類一覧表の番号順に指定の色の紙ファイルに綴じ、表紙と背表紙に商号又は名称を記入**し、**返送用のはがき※を同封**して提出してください。

(3) 申請者には、提出書類確認後、受付はがきに受領印を押して返送します。

(4) 提出書類に不足及び記入誤り(漏れ)等があった場合は、FAXでその内容を記入して送付します。

(5) 不足等により再提出していただく書類は、**FAX到着後、1週間以内に再度郵送**してください。

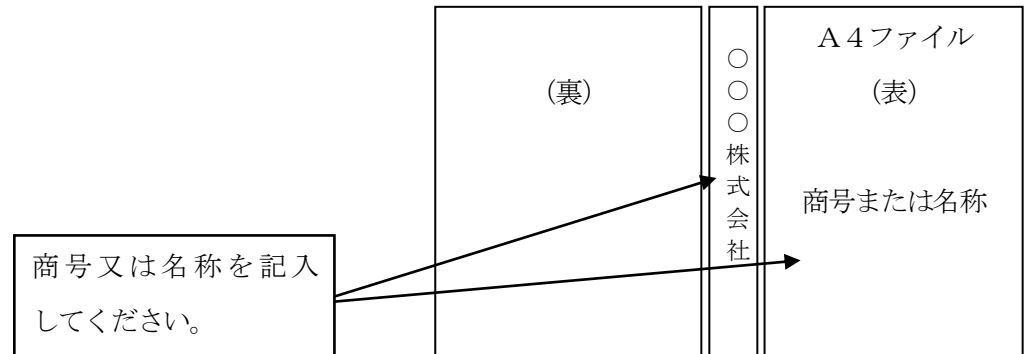
※受付はがきには、必ず返信先の住所・宛先及び受領確認印の欄等をご記入のうえ同封してください。

詳しい記入方法については、5ページの「11 官製はがきの記入方法」を参照してください。

複数の申請を行う場合、返信用はがきは1枚のみ同封して提出してください。

9 提出書類の様式

提出書類の様式は、**全て組合独自様式（A4版）**となります。なお、書類の作成は**A4紙ファイル**（**建設工事はピンク色、設計・調査・測量は黄色、物品・その他は緑色**）に**申請・提出書類を別紙の申請・添付書類一覧の番号順に綴じて**ください。また、**表紙と背表紙に商号又は名称を記入**してください。

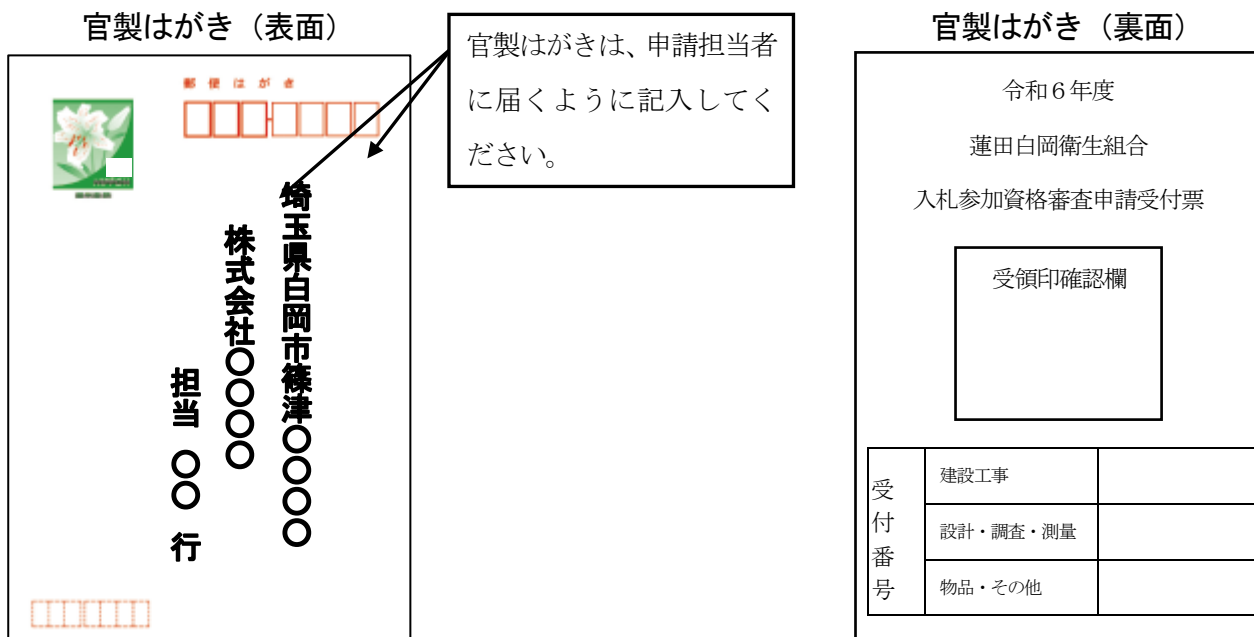


10 注意とお願い

- (1) 施設等の維持管理保守点検に関する業務は、**『物品・その他』の資格申請**になります。
- (2) 構成市（蓮田市・白岡市）の入札参加資格審査に申請しても**組合の名簿には登録されません**。

11 官製はがきの記入方法

- (1) **官製はがきの表面** に返信先の住所・宛名を記入してください。（申請担当者に届くようにしてください。）
- (2) **官製はがきの裏面上部** に「令和6年度蓮田白岡衛生組合入札参加資格申請受付票」と記入してください。
- (3) **官製はがきの裏面中央** に「受領印確認欄」を記入してください。
- (4) **官製はがきの裏面下部** に「受付番号」と記入してください。



1.2 申請書提出後の留意事項

(1) 申請書類が受け付けられた場合

申請書を提出した後、書類に不備等がなければ、申請書を受けてから概ね1ヶ月以内に返信はがきを送付します。

返信されたはがきは、申請書が受理されたことを証する書類ですので、大切に保管してください。

(2) 申請書類に不備がある場合

提出された申請書類に不備等がある場合には、原則としてFAXにより、その内容を記入して送付しますので、記載内容に従って、不足書類等の提出や申請内容の訂正を行ってください。

なお、不足等により再提出していただく書類等は、FAX到着後、1週間以内に再度郵送してください。

II 提出書類一覧 及び 作成方法

1 建設工事 (ファイルの色 = ピンク色)

番号	書類名	作成方法等
1	指名競争入札参加資格者台帳 ※組合独自様式 (様式第1号)	<p>「新規・更新」は、該当するものを○で囲んでください。</p> <p>「前回の受付番号」は、令和3・4年度に当組合で登録を行っていた場合についてはその番号を記入してください。(分からない場合は、記入不要。)</p> <p>「受付番号」は、受付時に組合で記入しますので、記入しないでください。</p> <p>「業種コード・資格審査申請業種・総合評点」は、資格審査を申請しようとする建設業及びその業種コード(別表1 『建設工事』業種コード参照)を記載するとともに、その業種についての経営事項審査の総合評点(P)を右詰めで記載してください。</p> <p>なお、登録できるのは5業種までです。</p> <p>「許可を受けている建設業」は、申請日現在の建設業の許可行政庁(国土交通大臣許可業者にあつては「国土交通大臣」を○で囲む。)及び許可番号を右詰めで記載してください。</p> <p>「登記上の本店所在地又は住民登録上の住所」はこれが建設業法上の「主たる営業所の所在地」と異なるときのみ記載してください。</p> <p>「代理人」は、これを置く場合に記載してください。</p>
2	指名競争入札参加資格審査申請書 ※組合独自様式 (様式第2号)	上記台帳の作成方法を参考に記載してください。
3	委任状 ※組合独自様式 (様式第3号)	代理人(支店・営業所等)を置く場合に作成してください。
4	工事経歴書 ※組合独自様式 (様式第4号) 又は 任意様式	<p>資格審査を申請しようとする業種に係る建設工事の種類ごと、決算期ごと、直前2年間の主たる工事経歴の実績を記入してください。</p> <p>「請負代金額」は、消費税抜きの完成工事高を千円未満の端数を四捨五入して記載してください。</p> <p>建設工事の種類ごと、決算期ごとに、それぞれ、請負代金額の合計を末尾に記載してください。</p> <p>様式は同様な内容であれば任意の様式で提出してください。</p>

5	技術職員名簿 ※組合独自様式（様式第5号）又は 任意様式	様式は同様な内容であれば任意の様式で提出してください。
6	商業登記簿謄本（写し可）	【法人のみ】 履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書のどちらかで申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。
7	身分（元）証明書（写し可）	【個人事業者のみ】 代表者のもので、申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。
8	建設業の 許可通知書 又は 許可証明書 （写し可）	申請日現在で有効なものどちらか一方を提出してください。
9	経営事項審査結果通知書の写し （総合評価値通知書の写し）	審査基準日が令和4年4月1日以降のもの、若しくは令和4年3月31日以前であっても、交付した審査庁において新基準による再審査を受けたものとする。（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）また、経営事項審査を申請済み（受理済）であるが、結果が通知されていない場合は、受理印のある経営事項審査申請書の写しを提出してください。 なお、この場合は、令和6年3月31日までに経営事項審査結果通知書の写しを組合まで必ず提出してください。
10	社会保険等の加入確認資料の写し	経営事項審査申請後に社会保険等に参加した場合 領収書の写し（最新のものに限る）等を提出してください。
11	消費税及び地方消費税の納税証明書 （その3、その3の2、その3の3） （写し可）	全ての方が対象となります。税務署が発行する申請日前3か月以内のものをいずれか1部を提出してください。 ※新型コロナウイルス感染症等の影響等による特例猶予制度を受けており納税証明書が発行されない場合は、14ページを参照してください。

1 2	法人市民税又は市民税の納税証明書 (写し可)	<p>【蓮田市及び白岡市に事業所のある法人のみ】</p> <p>蓮田市又は白岡市が発行した申請日前3か月以内のもので、申請日の直近1年分の証明</p> <p>※新型コロナウイルス感染症等の影響等による特例猶予制度を受けており納税証明書が発行されない場合は、14ページを参照してください。</p>
1 3	建設業退職金共済事業加入履行証明書の写し	加入している場合のみ提出してください。
1 4	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	加入している場合のみ提出してください。

2 設計・調査・測量（ファイルの色 = 黄色）

番号	書類名	作成方法等
1	指名競争入札参加資格者台帳 ※組合独自様式（様式第6号）	<p>「新規・更新」は、該当するものを○で囲んでください。</p> <p>「前回の受付番号」は、令和3・4年度に当組合で登録を行っていた場合についてはその番号を記入してください。（分からない場合は、記入しなくて結構です。）</p> <p>「受付番号」は、受付時に組合で記入しますので、記入しないでください。</p> <p>「資格審査申請業務」は、資格審査を申請しようとする業務について○印を記載してください。</p> <p>「代理人」は、これを置く場合に記載してください。</p>
2	指名競争入札参加資格審査申請書 ※組合独自様式（様式第7号）	上記台帳の作成方法を参考に記載してください。
3	委任状 ※組合独自様式（様式第8号）	代理人（支店・営業所等）を置く場合に作成してください。
4	業務経歴書 ※組合独自様式（様式第9号）又は任意様式	<p>資格審査を申請しようとする業務に係る業務区分（測量、建築関連コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント、その他）ごと、決算期ごと、直前2年間の主たる業務経歴の実績を記入してください。</p> <p>業務分類名は、別表2を参照にして記載してください。</p> <p>「請負代金額」は、消費税抜きの業務委託代金額を千円未満の端数を四捨五入して記載してください。</p> <p>業務区分ごと、決算期ごとに、それぞれ、業務委託代金額の合計を末尾に記載してください。</p> <p>様式は、同様の内容であれば任意の様式で提出してください。</p>
5	技術職員名簿 ※組合独自様式（様式第10号）又は任意様式	<p>「実務経歴」は設計・調査・測量業務に関する具体的な実務経歴（業務名）を「内容」に記載するとともに、その実務経歴と同様の業務に従事した期間を「経験年月数」に記載してください。</p> <p>様式は、同様の内容であれば任意の様式で提出してください。</p>

6	商業登記簿謄本 (写し可)	<p>【法人のみ】</p> <p>履歴事項全部証明書、又は現在事項全部証明書のどちらかで申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。</p>
7	身分(元)証明書 (写し可)	<p>【個人事業者のみ】</p> <p>代表者のもので、申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。</p>
8	登録通知書 又は 登録証明書 (写し可)	申請日現在で有効なものどちらか一方を提出してください。
9	決算書類 (写し可)	<p>申請日直前1事業年度分の貸借対照表・損益計算書</p> <p>個人事業者の場合は、申請日直前1ヶ年の所得税確定申告書(全頁)及び所得税青色申告決算書(全頁)を提出してください。</p>
10	消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3、その3の2、その3の3) (写し可)	<p>全ての方が対象となります。税務署が発行する申請日前3か月以内のものをいずれか1部※</p> <p>※新型コロナウイルス感染症等の影響等による特例猶予制度を受けており納税証明書が発行されない場合は、14ページを参照してください。</p>
11	法人市民税又は市民税の納税証明書 (写し可)	<p>【蓮田市及び白岡市に事業所のある法人のみ】</p> <p>蓮田市又は白岡市が発行した申請日前3か月以内のもので、申請日の直近1年分の証明書を提出してください。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症等の影響等による特例猶予制度を受けており納税証明書が発行されない場合は、14ページを参照してください。</p>

3 物品・その他（ファイルの色 = みどり色）

番号	書類名	作成方法等
1	指名競争入札参加資格者台帳 ※組合独自様式（様式第11号）	<p>「新規・更新」は、該当するものを○で囲んでください。</p> <p>「前回の受付番号」は、令和3・4年度に当組合で登録を行っていた場合についてはその番号を記入してください。（分からない場合は、記入しなくて結構です。）</p> <p>「受付番号」は、受付時に組合で記入しますので、記入しないでください。</p> <p>「代理人」は、これを置く場合に記載してください。</p> <p>「入札資格審査申請業種」は、資格審査を申請しようとする業種（別表3 物品・その他業種分類表参照）を記載してください。登録できるのは分類表に掲載する種別番号のうち5業種までです。</p> <p>「品目番号・品目名称」は、申請者が取り扱う品目全てを記入し、「物品等の種類」についても例示を参考に記入してください。</p> <p>「35その他業務03その他業務」を資格審査で申請する場合には、「品目名称」及び「物品等の種類」については必ず記載してください。</p>
2	指名競争入札参加資格審査申請書 ※組合独自様式（様式第12号）	上記台帳の作成方法を参考に記載してください。
3	委任状 ※組合独自様式（様式第13号）	代理人（支店・営業所等）を置く場合に作成してください。
4	業務経歴書 ※組合独自様式（様式第14号）又は任意様式	資格審査を申請しようとする業種区分（コード番号区分）ごと、決算期ごとに、申請日の直前2年分（2事業年度分）の主たる委託業務（物品納品）の実績を記載してください（可能な限り官公庁発注のもの）。様式は同様な内容であれば任意の様式で結構です。
5	商業登記簿謄本（写し可）	<p>【法人のみ】</p> <p>履歴事項全部証明書又は、現在事項全部証明書のどちらかで申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。</p>
6	身分（元）証明書（写し可）	<p>【個人事業者のみ】</p> <p>代表者のもので、申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。</p>

7	決算書類（写し可）	申請日直前1事業年度分の貸借対照表・損益計算書 個人事業者の場合は、申請日直前1ヶ年の所得税確定申告書（全頁）及び所得税青色申告決算書（全頁）を提出してください。
8	消費税及び地方消費税の納税証明書 （その3、その3の2、その3の3） （写し可）	全ての方が対象となります。税務署が発行する申請日前3か月以内のものをいずれか1部を提出してください。 ※新型コロナウイルス感染症等の影響等による特例猶予制度を受けており納税証明書が発行されない場合は、14ページを参照してください。
9	法人市民税又は市民税の納税証明書 （写し可）	【蓮田市及び白岡市に事業所のある法人のみ】 蓮田市又は白岡市が発行した申請日前3か月以内のもので、申請日の直近1年分の証明書を提出してください。 ※新型コロナウイルス感染症等の影響等による特例猶予制度を受けており納税証明書が発行されない場合は、14ページを参照してください。
10	官公需適格組合証書の写し （官公需適格組合のみ対象）	【官公需適格組合の場合のみ】

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症等の影響への対応について

1 納税証明書の提出について

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて以下の書類が発行されない場合はそれぞれ必要な書類を提出してください。

(1) 消費税及び地方消費税の納税証明書（どちらか1つ）

ア 納税の猶予許可通知書の写し

イ 猶予制度の適用を受けていることがわかる「納税証明書（その1）」

※ ア、イについては新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度等（ア、イの書類の発行方法等）については、税務署にお問合せください。

(2) 法人市民税又は市民税の納税証明書

ア 徴収猶予許可書の写し

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度等（アの書類の発行方法等）については、蓮田市及び白岡市の各市役所へお問合せください。

2 社会保険等の加入確認資料の写しについて

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて、社会保険等の加入確認資料が提出できない場合は、以下の書類を提出してください。

(1) 健康保険、厚生年金保険

年金事務所が発行した納付の猶予（特例）許可通知書

(2) 雇用保険

ハローワークが発行した納付の猶予（特例）許可通知書

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度については、年金事務所、ハローワークへお問合せください。

IV 申請後の注意事項

1 変更届について

- (1) 申請後、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに必要な書類を添えて、指名競争入札参加資格者変更届 **(組合独自様式・様式第15号)** を提出してください。

①建設工事 及び 設計・調査・測量

	変更事項	添付書類	備考
ア	商号又は名称・所在地	商業登記簿謄本の写し	
	代表者	商業登記簿謄本の写し 委任状（代理人を置く場合のみ）	
	電話番号・FAX 番号	変更届のみ	
	資本金	商業登記簿謄本の写し	
	使用印鑑	委任状（代理人を置く場合）	
イ	代理人（新設を含む）	委任状	
	代理人を置く営業所の名称	委任状	
	代理人を置く営業所の所在地	委任状	
	代理人の役職	委任状	
	代理人の電話番号・FAX 番号	変更届のみ	
ウ	建設業許可業種及び区分	許可通知書又は証明書の写し	建設工事のみ
	許可の取消	許可取消通知書の写し	建設工事のみ
	許可の失効	変更届のみ	建設工事のみ

②物品・その他

	変更事項	添付書類	備考
ア	商号又は名称	商業登記簿謄本の写し	法人
	商号	許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可（登録）を有していない者は不要。この場合は変更届のみ）	個人
	資本金	商業登記簿謄本の写し	
	使用印鑑	委任状（代理人を置く場合）	
イ	本店・主たる営業所の所在地	商業登記簿謄本の写し 許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可（登録）を有していない者は不要。この場合は変更届のみ）	法人
	住所・主たる営業所の所在地	住民票の写し 許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し（許可（登録）を有していない者は不要。この場合は変更届のみ）	個人
ウ	代表者	商業登記簿謄本の写し	法人
	代表者の改名	委任状（代理人を置く場合のみ）	
	事業主の改名	住民票の写し	個人
エ	本店・主たる営業所の電話番号・FAX番号	変更届のみ	
オ	代理人	委任状	
	代理人の改名	住民票	
	代理人の役職名	委任状	
	代理人を置く営業所の名称		
	代理人を置く営業所の所在地		
	代理人の電話番号・FAX番号		

(2) 変更届提出時の注意事項

- ① **書類は、A4サイズ**に縮小拡大複写するか、A4の紙にそのまま貼付して作成してください。
- ② 必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求める場合があります。
- ③ 変更届は、代表者名で作成してください。代理人名では不可とします。
- ④ 提出部数は1部です。
- ⑤ 代理人については、改名する場合を除き、変更日をさかのぼることはできません。(変更年月日は、変更届の受理日以降の日としてください。)。
なお、人事異動等のために代理人関係の変更が生じる場合は、あらかじめ届出をすることもできます。
- ⑥ **変更届は郵送でも受け付けます。**また、控えを希望する方は、お返ししますので、返信先を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- ⑦ 複数の業務に登録されている事業者は、対象業務ごとに変更届を提出してください

(3) 申請後、次に掲げる事項に該当するときは、直ちに届け出てください。

- ① 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
- ② 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき
- ③ 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき

2 参加資格の承継について

合併、相続、営業譲渡又は個人業者の法人化若しくは事業主変更により、競争入札参加資格審査を申請した者から営業の一切を継承し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、営業の一切を継承したら速やかに、指名競争入札参加資格承継申請書（**組合独自様式・様式第16号**）に関係書類を添えて申請してください。

なお、企業合併、企業分割、営業譲渡など、状況により提出書類が異なりますので、担当者に確認のうえ、申請してください。

3 参加資格の抹消について

- (1) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者を入札参加資格者名簿から抹消します。
- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
 - ② 談合・独占禁止法違反行為により、逮捕又は起訴、若しくは公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で、きわめて悪質であると管理者が認めたとき
 - ③ 金融機関から取引を停止されたとき
 - ④ 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき
- (2) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者を当該業務について入札参加資格者名簿から抹消します。
- ① 入札参加資格者名簿に登載されている業務又は業種についての営業を廃止したとき
 - ② 入札参加資格者名簿からの抹消について申し出があったとき。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときは、その者を入札参加資格者名簿から抹消することがあります。
- ① 変更届を必要とする事項についての届け出を怠ったとき
 - ② 資格審査申請書、変更届、承継申請書又はそれぞれの添付書類に虚偽の記載をしたとき
 - ③ 営業停止命令、営業の休止又は再開となったことについての届出を怠ったとき

V 様式一覧

1 建設工事（別紙 様式第1～5号）

(様式第1号)

指名競争入札参加資格者台帳 (建設工事)

新規 ・ 更新

前回の
受付番号

受付番号

(ふりがな) 商号又は名称	業種コード*	資格審査申請業種	総合評点(P)			許可を受けている建設業 国土交通大臣 許可 知事 第 [] 号	一般 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
		工事業					
		工事業					
		工事業					
		工事業					
資本金			千円			特定 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	

代 表 者		所 在 地	電 話 番 号
			F A X 番 号
役 職 名	(主たる営業所) 〒		()
(ふりがな) 氏 名	(登記上の本店所在地 又は住民登録所の住所)		()

代 理 人		委 任 業 種	代理人を置く営業所の所在地	電 話 番 号
				F A X 番 号
営業所の名称	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕		〒	()
役 職 名	鋼 筋 ほ し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機			
(ふりがな) 氏 名	絶 通 園 井 具 水 消 清 解			()
営業所の名称	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕		〒	()
役 職 名	鋼 筋 ほ し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機			
(ふりがな) 氏 名	絶 通 園 井 具 水 消 清 解			()

(様式第2号)

新規 ・ 更新

前回の受付番号	
---------	--

受付番号	
------	--

指名競争入札参加資格審査申請書 (建設工事)

令和 年 月 日

令和 年度において、貴組合で行われる建設工事に係る指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約いたします。

蓮田白岡衛生組合 管理者 山口 京子 様

(ふりがな) 主たる営業所の所在地	〒		
(ふりがな) 商号又は名称			
代表者役職名		代表者印	
(ふりがな) 代表者の氏名			
主たる営業所の電話番号			
主たる営業所のFAX番号			
登記上の本店所在地 又は住民登録上の住所			

委任状 (建設工事)

令和 年 月 日

蓮田白岡衛生組合 管理者 山口 京子 様

〒

代理人を置く営業所の所在地 _____
(ふりがな)

代理人を置く営業所の名称 _____

受任者 代理人の役職名 _____
(ふりがな)

代理人の氏名 _____

代理人を置く営業所の電話番号 _____ () _____

代理人を置く営業所のFAX番号 _____ () _____

代理人使用印鑑

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

主たる営業所の所在地 _____

委任者 商号又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____ 印

記

1. 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する事。
- (2) 契約の締結に関する事。
- (3) 契約の履行に関する事。
- (4) 代金の請求及び受領に関する事。
- (5) 復代理人の選任に関する事。
- (6) 前各号に付帯する一切の事。

2. 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 7年 3月 31日まで

3. その他

工事経歴書

(建設工事の種類： 工事)

単位：千円（消費税抜き）

注 文 者	元請又は 下請の別	工 事 名	工事場所のある 都 道 府 県 名	請負代金額	着 工 年 月	
					完成 (予定) 年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月

技術職員名簿 (建設工事)

ページ数
1

商号又は名称

氏 名	生 年 月 日	資 格 名	経 験 年 数 月	監 理 技 術 者 資 格 者 証 交 付 番 号
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	
	T S H 年 月 日		年 月	

2 設計・調査・測量（別紙様式第6～10号）

指名競争入札参加資格者台帳 (設計・調査・測量)

新規 ・ 更新	前回の 受付番号	受付番号
---------	-------------	------

(ふりがな) 商号又は名称	資格審査申請業務		登録番号	登録年月日
	測 量		測量業者登録	年 月 日
	建築関連コンサルタント		建築士事務所登録	年 月 日
	地 質 調 査		地質調査業者登録	年 月 日
	補償コンサルタント		補償コンサルタント登録	年 月 日
	建設コンサルタント		建設コンサルタント登録	年 月 日
資本金	千円	その他 ()	不動産鑑定業者登録	年 月 日
			計量証明事業者登録	年 月 日

代 表 者		本店所在地又は住所	電話番号
			F A X 番号
役職名		〒	()
(ふりがな) 氏 名			()

代 理 人		委任業務	代理人を置く営業所の所在地	電話番号
営業所の名称		測量 建築関連コンサルタント 地質調査 補償コンサルタント 建設コンサルタント その他	〒	()
役職名				()
(ふりがな) 氏 名				()
営業所の名称		測量 建築関連コンサルタント 地質調査 補償コンサルタント 建設コンサルタント その他	〒	()
役職名				()
(ふりがな) 氏 名				()

(様式第7号)

新規 ・ 更新	前回の受付番号		受付番号	
---------	---------	--	------	--

指名競争入札参加資格審査申請書（設計・調査・測量）

令和 年 月 日

令和 年度において、貴組合で行われる設計・調査・測量業務に係る指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約いたします。

蓮田白岡衛生組合 管理者 山口 京子 様

(ふりがな) 本店所在地又は住所	〒		
(ふりがな) 商号又は名称			
代表者役職名		代表者印	
(ふりがな) 代表者の氏名			
本店の電話番号			
本店のFAX番号			

委任状 (設計・調査・測量)

令和 年 月 日

蓮田白岡衛生組合 管理者 山口 京子 様

〒

代理人を置く営業所の所在地 _____

(ふりがな)

代理人を置く営業所の名称 _____

代理人の役職名 _____

受任者

(ふりがな)

代理人の氏名 _____

代理人を置く営業所の電話番号 () _____

代理人を置く営業所のFAX番号 () _____

代理人使用印鑑

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

主たる営業所の所在地 _____

委任者 商号又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____ 印

記

1. 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する事。
- (2) 契約の締結に関する事。
- (3) 契約の履行に関する事。
- (4) 代金の請求及び受領に関する事。
- (5) 復代理人の選任に関する事。
- (6) 前各号に付帯する一切の事。

2. 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 7年 3月 31日まで

3. その他

業 務 経 歴 書

(業務区分：)

単位：千円（消費税抜き）

注 文 者	元請又は 下請の別	業 務 名 (契 約 名)	業務分類名	請負代金額	着 手 年 月
					完了 (予定) 年月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月
					年 月

技術職員名簿 (設計・調査・測量)

ページ数

商号又は名称

氏名	生年月日	資格名		実務経験	
				内容	経験年数月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月
	T S H 年 月 日				年 月

3 物品・その他（別紙様式第11～14号）

(様式第11号)

新規・更新

前回の 受付番号	
-------------	--

受付番号	
------	--

指名競争入札参加資格者台帳（物品・その他）

(ふりがな) 商号又は名称			
主たる営業所の所在地 又は住民登録上の住所	〒		
代表者の役職名		資本金	千円
(ふりがな) 代表者の氏名			
主たる営業所の電話番号		主たる営業所のFAX番号	

代 理 人			
代理人を置く営業所の所在地	〒		
(ふりがな) 代理人を置く営業所の名称			
代理人の役職名			
(ふりがな) 代理人の氏名			
代理人を置く営業所の電話番号		代理人を置く営業所のFAX番号	

種別 番号	業種名称	品目 番号	品目名称	物品等の種類	品目 番号	品目名称	品目等の種類

(様式第12号)

新規・更新

前回の 受付番号	
-------------	--

受付番号	
------	--

指名競争入札参加資格審査申請書（物品・その他）

令和 年 月 日

令和 年度において、貴組合で行われる物品・その他に係る指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約いたします。

蓮田白岡衛生組合 管理者 山口 京子 様

主たる営業所の所在地	〒		
(ふりがな) 商号又は名称			
代表者役職名		代表者印	
(ふりがな) 代表者の氏名			
主たる営業所の電話番号			
主たる営業所のFAX番号			
登記上の本店所在地 又は住民登録上の住所			

委任状 (物品・その他)

令和 年 月 日

蓮田白岡衛生組合 管理者 山口 京子 様

〒

代理人を置く営業所の所在地 _____

(ふりがな)

代理人を置く営業所の名称 _____

代理人の役職名 _____

受任者

(ふりがな)

代理人の氏名 _____

代理人を置く営業所の電話番号 () _____

代理人を置く営業所のFAX番号 () _____

代理人使用印鑑

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

主たる営業所の所在地 _____

委任者 商号又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____ 印

記

1. 委任事項

- (1) 入札及び見積に関する事。
- (2) 契約の締結に関する事。
- (3) 契約の履行に関する事。
- (4) 代金の請求及び受領に関する事。
- (5) 復代理人の選任に関する事。
- (6) 前各号に付帯する一切の事。

2. 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 7年 3月 31日まで

3. その他

(様式第14号)

物品・業務経歴書

種別番号 _____

業種名称 _____

単位：千円（消費税抜き）

発注者	物品・業務名（契約名）	契約金額	契約年月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月
			年 月

4 指名競争入札参加資格者変更届（別紙 様式第15号）

(様式第15号)

指名競争入札参加資格者変更届

令和 年 月 日

蓮田白岡衛生組合 管理者 山口 京子 様

〒

所在地又は住所 _____

(ふりがな)

商号又は名称 _____

代表者役職名 _____

(ふりがな)

代表者氏名 _____ 印

令和 年度 建設工事 設計・調査・測量 物品・その他 に係る指名競争入札参加資格に関し、

下記のとおり変更があるので届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

届出事務 担当者	所属事業所 ・部課係名		電話番号	
	担当者氏名		FAX 番号	

5 指名競争入札参加資格承継申請書（別紙 様式第16号）

(様式第16号)

指名競争入札参加資格承継申請書

令和 年 月 日

蓮田白岡衛生組合 管理者 山口 京子 様

被承継者 千

所在地又は住所 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

承継者 千

所在地又は住所 _____

(ふりがな)

商号又は名称 _____

代表者役職名 _____

(ふりがな)

代表者氏名 _____ 印

令和 年度 建設工事 設計・調査・測量 に係る指名競争入札参加資格を、
物品・その他

下記の理由により承継したいので、関係書類を添えて申請します。

記

資格承継理由

受付番号	建設工事		設計・調査・測量	
	物品・その他			

届出事務 担当者	所属事業所・部課係名		電話番号	
	担当者氏名		FAX 番号	

VI 別表 1 ~ 3

別表 1 建設工事分類表

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

※「受注希望工事」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示			
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工事分類名	略 称					
01	土木工事業	土木	01	土木一式工事	土 一	総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工作物を建設する工事(02～12の特殊工事は除く)	道路工事、河川工事、治水工事、土地区画整理工事、土地造成工事、樋管工事、公道下等の上下水道管等埋設工事			
						注)・盛土工事、掘削工事等は、とび・土工事業の土工事(05-05)				
						・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09)				
						・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03)				
						・下水道建設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04)				
						・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)				
						02	農業土木工事	農 業	総合的な企画、指導、調整のもとに行う農業土木工事	ほ場整備工事、農道工事、農業用水道工事、かんがい排水施設工事
						03	コンクリート構造物工事	コンクリ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う橋梁上部工(PC橋梁工事等は除く)、橋梁下部工(ニューマチックケーソン工事は除く)、擁壁、その他主体がコンクリート構造物である工事	コンクリートラーメン橋工事、コンクリートT桁橋工事、コンクリートホロスラブ橋工事、ボックスカルバート工事(空断面10㎡以上のもの)、橋台工事、橋脚工事、オープンケーソン工事、擁壁工事(高さが5m以上のもの)、砂防ダム工事(高さが5～15mのもの)、コンクリート水門工事、沈砂池躯体工事、コンクリートプール工事、連続地中壁工法、圧入式ケーソン工法
									注)・コンクリートくい打ち工事は、とび・土工事業のくい工事(05-03)又は場所打ちくい工事(05-04)	
									・コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートブロック据付け工事等は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06)	
									・コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	
						04	大口径管工事	大口径	総合的な企画、指導、調整のもとに行う上水道、下水道等の大口径管理設工事(口径がおおむね1m以上のもの)	上水道幹線工事、下水道幹線工事
						05	地すべり防止対策工事	地すべ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う地すべり防止対策工事	地すべり抑制工事、地すべり抑止工事
06	管渠推進工事	推 進	総合的な企画、指導、調整のもとに行う管渠推進工事	管渠推進工事						
07	トンネル工事	トンネル	総合的な企画、指導、調整のもとに行うトンネル本体工事	トンネル本体工事						
08	ニューマチックケーソン工事	NMC	総合的な企画、指導、調整のもとに行うニューマチックケーソン工事	ニューマチックケーソン工事						
09	シールド工事	シールド	総合的な企画、指導、調整のもとに行うシールド工事	シールド工事						
10	PC橋梁工事	PC橋	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等	PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事						
11	ダム工事	ダ ム	総合的な企画、指導、調整のもとに行うダム本体工事	コンクリートダム工事、フィルダム工事、砂防ダム工事(高さが15m以上のもの)、貯水池ダム工事						
			12	森林土木工事	森 林	総合的な企画、指導、調整のもとに行う森林土木工事	治山工事、林道工事			
02	建築工事業	建築	01	建築一式工事	建 一	総合的な企画、指導、調整のもとに行う建築物を建設する工事(02-06の特殊工事は除く)	鉄骨鉄筋コンクリート造建築物工事、鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡以上のもの)			
						注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03)				
						・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04)				
						・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)				

＜別表1＞

『建設工事』業種コード

※「受注希望工事」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業種大コード	業 種		受注希望工事分類		工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
	業 種 名	略 称	業種小コード	工事分類名 略 称			
			02	木造工事	木造	総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事	木造建築物工事
			03	軽量鉄骨工事	軽鉄	総合的な企画、指導、調整のもとに行う軽量鉄骨造建築物工事	軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡未満のもの)
			04	プレハブ工事	プレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建築物工事	鉄骨プレハブ造建築物工事、軽量鉄骨プレハブ造建築物工事
			05	コンクリートプレハブ工事	コンプレ	総合的な企画、指導、調整のもとに行うコンクリートプレハブ造建築物工事	コンクリートプレハブ造建築物工事、プレキャストコンクリート造建築物工事
03	大工工事業	大工	01	大工工事	大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	左官工事業	左官	01	左官工事	左官	工作物に壁土、モルタル、漆喰、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又は張付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事(建築物)、とき出し工事、洗い出し工事
05	とび・土工事業	とび	01	鉄骨等組立架設工事	組立	足場の組立て、鉄骨等の組立て(加工を除く)を行う工事	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、橋梁架設工事、バックネット設置工事
						注)・鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造工事の鉄骨工事(11-01)、鋼橋梁工事(11-02)、鉄塔工事(11-03)等	
			02	ひき工事	ひき	ひき家等を行う工事	ひき工事
			03	くい工事	くい	既設くい等を打撃、圧入、振動、ジェット、プレボーリング又は中掘工法により打つ工事	くい工事、既設コンクリートくい打ち工事、鋼管くい打ち工事、鋼矢板打ち工事、矢板土留工事、くい抜き工事
			04	場所打ちくい工事	場所打	アースオーガ、リバーズ、オールケーシング工法等で、コンクリートくいを築造する工事	場所打ちコンクリートくい工事
			05	土工事	土	土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、しゅんせつ工事(陸上で使用する掘削機で施工できる程度)
			06	コンクリート工事	コンクリ	コンクリートブロックを据付け、又はコンクリートにより工作物を築造する工事	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付け工事、はつり工事
			07	地盤改良工事	地盤	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウエルポイント工事、ボーリンググラウト工事 地すべり防止工事
			08	吹付け工事	吹付	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事	モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、トンネル内防水工事
			09	道路付属物設置工事	道付属	ガードレール、標識等を組み立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事
10	外構工事	外構	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事			
99	その他工事	その他	その他のとび・土工・コンクリート工事(基礎的、準備的工事)	重量物の搬運・運搬配置工事			
06	石工事業	石	01	石工事	石	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び凝石を含む)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物内外装、法面処理、擁壁)、石材加工工事
						注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06) ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	
07	屋根工事業	屋根	01	屋根工事	屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事

< 別表1 >

『建設工事』業種コード

※「受注希望工事」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
08	電気工事業	電気	01	● 総合電気設備工事	総合	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備、電気設備等の電気工作物を総合的に建設する工事 注)・電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業のプラント設置工事(20-02)	総合電気設備工事
			02	● 発電変電設備工事	発電	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事
			03	送配電設備工事	送電	送配電設備を設置する工事	送配電線工事、引込線工事、電車線工事
			04	● 電気設備工事	電気	電気設備(非常用電気設備を含む)、照明設備等を設置する工事	構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事
			05	● 信号設備工事	信号	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事
			06	上下水道施設電気設備工事	水道	上下水道施設の電気設備を設置する工事 注)・上下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)、又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理施設工事(26-04)	上下水道施設電気設備工事
			99	その他工事	その他	その他の電気工事	電気防食工事
09	管工事業	管	01	給排水設備工事	給排水	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事
			02	冷暖房空調設備工事	空調	冷暖房、空気調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事、ダクト工事
			03	● 浄化槽工事	浄化槽	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事
			04	ガス配管工事	ガス管	ガス管の配管を設置する工事	ガス配管工事
			99	その他工事	その他	その他の管工事	厨房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル	01	タイル・れんが・ブロック工事	タイル	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又は張付ける工事 注)・コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ・建築物の内外装、法面処理、擁壁として石材に類似のコンクリートブロックを積み、又は張付ける工事は、石工事業の石工事(06-01)	コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物の建設)、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事(外壁等)
11	鋼構造物工事業	鋼構造	01	鉄骨工事	鉄骨	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄骨を築造する工事 注)・既に加工された鉄骨を組立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄骨工事、バックネット加工組立て工事、避難階段設置工事
			02	鋼橋梁工事	鋼橋	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鋼橋梁等を築造する工事 注)・既に加工された鋼橋梁等を組立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事
			03	鉄塔工事	鉄塔	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより鉄塔を築造する工事 注)・既に加工された鉄塔を組立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄塔工事
			04	門扉工事	門扉	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てにより閘門、水門等の門扉を築造する工事	閘門工事、水門工事、鋼製自動堰工事
			05	プール工事	プール	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりプールを築造する工事	鋼製プール工事、ステンレス製プール工事
			06	鋼製タンク工事	タンク	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組立てによりタンクを築造する工事	鋼製水槽工事、石油貯蔵用タンク工事、ガス貯蔵用タンク工事
			99	その他工事	その他	その他の鋼構造物工事	屋外広告工事

< 別表1 >

『建設工事』業種コード

※「受注希望工事」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業 種 小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
12	鉄筋工事	鉄筋	01	鉄筋工事	鉄筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
13	ほ装工事	ほ装	01	ほ装工事	ほ装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事 注)・ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09)	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅん	01	しゅんせつ工事	しゅん	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 注)・陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工事業の土工(05-05)	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの)
15	板金工事業	板金	01	板金工事	板金	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取り付ける工事 注)・板金屋根工事は、屋根工事業の屋根工事(07-01)	板金加工取付け工事、建築板金工事、カラー鉄板貼付け工事、ステンレス貼付け工事
16	ガラス工事業	ガラス	01	ガラス工事	ガラス	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事業	塗装	01	塗装工事	塗装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、又は塗付ける工事	塗装工事、溶射工事、鋼構造物塗装工事
			02	路面標示工事	路面	塗料、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事	区画線工事
			03	屋内床面標示工事	屋内床	屋内にコートラインを標示する工事	コートライン標示工事
			99	その他工事	その他	その他の塗装工事	布張り仕上工事
18	防水工事業	防水	01	防水工事	防水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって建築物の防水を行う工事 注)・法面処理等のためのモルタル防水工事は、とび・土工事業の吹付け工事(05-08)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、注入防水工事、シート防水工事
19	内装仕上工事業	内装	01	内装仕上工事	内装	木材、石膏ボード、壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事
			02	床仕上工事	床	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を行う工事	床仕上工事
			03	たたみ工事	たたみ	たたみを用いて建築物の床仕上げを行う工事	たたみ工事
			04	ふすま工事	ふすま	ふすまを用いて建築物の間仕切り等を行う工事	ふすま工事
			99	その他工事	その他	その他の内装仕上工事	家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機械	01	運搬機器設置工事	運搬	運搬機器の組立て、取付けを行う工事	昇降機設置工事、エスカレータ設置工事、自動搬送機設置工事
			02	プラント設備工事	プラント	電気設備、管、電気通信設備、消防施設等のプラント設備を複合的に設置する工事(03を除く) 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	プラント設備工事
			03	水処理設備工事	水処理	上水道施設、下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事 注)・上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ・下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-02)	水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事

< 別表1 >

『建設工事』業種コード

※「受注希望工事」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業種大コード	業 種		受注希望工事分類		工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
	業 種 名	略 称	業 種 小 コード	工 事 分 類 名 略 称			
			04	汚泥脱水設備工事	脱 水	汚泥脱水設備工事	汚泥脱水機械設備工事
			05	汚泥焼却設備工事	焼 却	汚泥焼却用機械器具を設置する工事	汚泥焼却炉設備工事
			06	給排気機器設置工事	給排気	トンネル、地下道等の給排気用機械器具を設置する工事	換気設備工事、送風機械設置工事
			07	揚排水機器設置工事	揚排水	揚排水機器設備を設置する工事	揚水機設置工事、排水機設置工事
			08	ダム用仮設備工事	ダム仮	ダム用仮設備を設置する工事	ダム用仮設備工事
			99	その他工事	その他	その他の機械器具設置工事	内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバーダム設置工事
21	熱絶縁工事業	熱絶縁	01	冷暖房熱絶縁工事	冷暖房	冷暖房設備等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事
			02	動力設備熱絶縁工事	動 力	動力設備に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	動力設備熱絶縁工事
			99	その他工事	その他	その他の熱絶縁工事	燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事
22	電気通信工事業	通信	01	● 有線電気通信工事	有 線	有線電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事
			02	無線電気通信工事	無 線	無線電気通信設備を設置する工事	無線放送機械設置工事、空中線設備工事
			03	● データ通信設備工事	データ	データ通信設備を設置する工事	データ通信設備工事
			04	情報制御設備工事	情 報	情報制御設備を設置する工事	情報制御設備工事、電子計算機設置工事
			99	その他工事	その他	その他の電気通信工事	TV電波障害防除設備工事、共同アンテナ設置工事
23	造園工事業	造園	01	庭園工事	庭園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園等を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、水景工事
			02	公園設備工事	公園	整地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の設置により公園を築造する工事	公園設備工事、園路工事
			03	広場工事	広場	整地、樹木の植栽等により広場、緑地等を築造する工事	修景広場工事、芝生広場工事、運動広場工事
			99	その他工事	その他	その他の造園工事	
24	さく井工事業	さく井	01	さく井工事	さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事
			02	揚水設備工事	揚 水	さく孔、さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事	揚水設備工事、ポンプ設置工事
			99	その他工事	その他	その他のさく井工事	石油掘削工事、天然ガス掘削工事
25	建具工事業	建具	01	サッシ工事	サッシ	サッシを取付ける工事	サッシ取付け工事
			02	カーテンウォール工事	カーテン	金属製カーテンウォールを取付ける工事	金属製カーテンウォール取付け工事
			03	シャッター工事	シャッター	シャッターを取付ける工事	シャッター取り付け工事
			04	自動ドア工事	ドア	自動ドアを取付ける工事	自動ドア取り付け工事
			99	その他工事	その他	その他の建具工事	金属製建具取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事業	水道	01	取水施設工事	取 水	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事	取水施設工事
			02	浄水施設工事	浄 水	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事	浄水施設工事
注)・上水道施設の вод 処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の вод 処理設備工事(20-03)							

< 別表 1 >

『建設工事』業種コード

※「受注希望工事」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。

業 種			受 注 希 望 工 事 分 類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工 事 分 類 名	略 称		
			03	配水施設工事	配 水	上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する 工事 注)・公道下等の上水道管理設工事は土木工事業の土木一式工事(01-01) ・農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事(09-01)	配水施設工事
			04	下水処理 設備工事	下 水	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する 工事 注)・公道下等の下水道管理設工事は土木工事業の土木一式工事(01-01) ・かんがい用排水施設工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03) ・下水道施設の水処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の水処理設備工事(20-03) ・し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事 (28-02)	下水処理設備工事
			99	その他工事	その他	その他の水道施設工事	
27	消防施設工事業	消 防	01	● 水消火設備工事	水消火	水による消火に必要な設備を設置する工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外 消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事
			02	● 泡消火設備工事	泡消火	泡による消火に必要な設備を設置する工事	泡消火設備工事
			03	● 不燃性ガス 消火設備工事	ガ ス	不燃性ガス、蒸発性液体による消火に必要な設備を設 置する工事	不燃性ガス消火設備工事、蒸発性液体消火設備工事
			04	● 粉末消火設備工事	粉 末	粉末による消火に必要な設備を設置する工事	粉末消火設備工事
			05	● 火災報知設備工事	報 知	火災警報に必要な設備を設置する工事	火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事
			06	● 避難設備工事	避 難	避難設備を設置する工事 注)・ビルの外壁等に避難階段を設置する工事は、建築工事業の建築一式工事(02-01)又は鋼構造物工事業の鉄骨工事(11-01)	金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事
			07	● 排煙設備工事	排 煙	排煙設備を設置する工事	排煙設備設置工事
			99	その他工事	その他	その他の消防施設工事	
28	清掃施設工事業	清 掃	01	ごみ処理施設工事	ごみ	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事
			02	し尿処理施設工事	し尿	し尿処理施設を総合的に設置する工事 注)・規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03) ・公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04)	し尿処理施設工事
			99	その他工事	その他	その他の清掃施設工事	
29	解体工事業	解 体	01	解体工事	解 体	工作物の解体を行う工事 注)それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整 のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。	工作物解体工事

別表2 設計・調査・測量業務分類表

< 別表 2 >

『設計・調査・測量』業務コード

※「業務分類名」欄に●印が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務分類名	業務コード	業務内容
-------	-------	------

【測量】

●測量一般	3000	基準点測量、水準測量、平板測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
●地図の調製	3010	既成の地図等を基図とし、編集資料を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描画する新たな地形図等の作成
●航空測量	3020	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成

【建築関連コンサルタント】

●建築意匠(建築意匠に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築意匠に関する工事の設計若しくは監理)		
居住施設	4000	共同住宅、職員公舎、寄宿舎等
学校施設	4001	学校、技術専門学校、養護学校等
医療及び社会福祉施設	4002	病院、診療所、保健所、老人ホーム等
事務所及び庁舎	4003	庁舎、事務所、研究所、試験所等
スポーツ施設	4004	競技場、体育館、水泳場、その他スポーツ施設等
劇場及びホール	4005	劇場、公会堂、映画館、観覧場、集会場(オーディトリウムを有するものに限る。)等
美術館・博物館・記念館	4006	美術館、博物館、記念館、図書館等
集会場・コミュニティセンター	4007	集会場、コミュニティセンター等
厚生施設(宿泊施設等)	4008	ホテル、旅館、保養所等
その他	4009	戸建住宅、工場、倉庫、自転車置場、その他複合建築物等
建築構造	4010	特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は監理
空調設備	4020	空気調和設備等の設計又は監理
給排水設備	4030	給排水衛生設備、ガス設備等の設計又は監理
電気設備	4040	電気設備等の設計又は監理
建築積算	4050	建築設計における積算数量の算出
機械積算	4060	機械設計における積算数量の算出
電気積算	4070	電気設計における積算数量の算出
建物調査	4080	建物の耐震、災害、補修等の調査又は設計

【地質調査】

地質調査	5000	建設事業に必要な地質又は土質に関する調査、計測、解析又は判定。地質又は土質に関する資料の提供又は助言
------	------	--

【補償コンサルタント】

土地調査	6000	土地、建物等の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算等
土地評価	6001	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、残地補償等に関する調査又は補償金額の算定。土地調査その他これに類する資料の作成
物件及び機械工作物	6002	物件に関する登記簿等の調査、物件調査その他これに類する資料の作成。物件及び機械工作物に関する調査又は補償金額の算定。居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定
営業補償・特殊補償	6003	営業、鉱業権、漁業権、水利権その他の特殊な権利、養殖物、特産物に関する調査又は補償金額の算定
事業損失	6004	電波障害、日照障害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査又は補償金額の算定
補償関連	6005	公共補償に関する調査又は補償金額の算定
事業認定	6006	事業認定申請書及び裁決申請書の作成
その他	6007	物件等の補償金額の算定方法及びその根拠についての説明。精度管理に関する業務。その他の調査又は補償金額の算定

【建設コンサルタント】

河川、砂防及び海岸(治水水利計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む。)、砂防(地すべり防止を含む。))若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理)		
河川	7000	河川に関するもの(治水、利水、水質、底質、地下水、治水経済、堰、水門、閘門、樋門、樋管、機場、築堤、護岸等)
砂防	7001	砂防に関するもの(砂防ダム、流域特性、流送土砂、地すべり、急傾斜地等)
ダム	7002	ダムに関するもの(ダム、水理、治水(洪水調節)、利水、ダム施設配置、水理模型実験、管理施設、発電施設、嵩上げ等)
港湾及び空港	7010	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
電力土木	7020	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用ダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理

業務分類名	業務コード	業務内容
道路(道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理)		
交通及び路線	7030	交通及び路線に関する調査、企画又は設計(交通量、交通解析、自転車起終点、パーソントリップ、物資流動、車両重量、渋滞、道路交通センサス、道路網計画、ネットワーク、駐車場、路線選定、交差点等)
道路	7031	道路に関する概略(予備)設計、実施(詳細)設計又は監理(道路、橋梁、連絡・休息施設、交差点、道路景観等)
道路管理施設	7032	道路管理施設に関するもの(交通安全施設、交通管理施設、交通環境施設、交通情報施設、都市基盤施設等)
鉄道	7040	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道(鋼索鉄道を含む。)に関する工事の設計若しくは監理
上水道及び工業用水道(上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理)		
水道施設	7050	上水道施設又は工業用水道施設に関するもの(取水、浄水、さく井、水処理、汚泥処理、送配水、ポンプ等)
送配水管渠	7051	送配水管渠に関するもの
下水道(下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理)		
下水処理施設	7060	下水処理施設に関するもの(水処理、汚泥処理、ポンプ等)
下水管渠	7061	下水管渠に関するもの
農業土木	7070	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
森林土木	7080	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理
造園	7090	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
都市計画及び地方計画(都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
土地利用計画	7100	土地利用計画に関するもの(フレームワーク、マスタープラン、法規制等)
都市施設	7101	都市施設に関するもの(交通施設、公園、緑地施設等)
開発事業	7102	開発事業に関するもの(土地区画整理、市街地再開発、都市拠点整備、ニュータウン開発等)
地域計画	7103	地域計画に関するもの(地域振興、観光、レクリエーション等)
環境保全	7104	環境保全に関するもの(環境整備、景観、公害対策、緑地保全等)
地質	7110	地質に関する調査、企画、立案又は助言
土質及び基礎	7120	土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
鋼構造及びコンクリート(鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
鋼橋上部工	7130	橋梁上部工に関するもの(合成桁、トラス、ラーメン、アーチ、斜張橋、吊橋、鋼床版、ランガー、ローゼ等)
コンクリート橋上部工	7131	コンクリート橋上部工に関するもの(場所打コンクリート、床版橋、プレテンション桁、ポストテンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等)
橋梁下部工・基礎構造	7132	橋梁下部工に関するもの(橋台、橋脚、鋼製橋脚、特殊構造等)、基礎構造に関するもの(直接基礎、既製杭、場所打杭、深礎杭、ケーソン、鋼管矢板、連壁、地盤改良等)
新交通・モノレール	7133	新交通及びモノレールに関するもの(上部構造、下部構造、基礎構造等)
特殊構造	7134	特殊構造に関するもの(景観、耐風、耐震、防護工、(落石・雪崩)、遮音壁、化粧板等)
維持・補修、その他	7135	鋼構造物及びコンクリート構造物の維持、補修に関するもの(点検、損傷、変状、維持、補修、拡張、基礎補強、架換等)
トンネル	7140	トンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はトンネルに関する工事の設計若しくは監理
施工計画、施工設備及び積算	7150	工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理、工事実施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計画若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理
建設機械	7160	工事実施のための機械の調査、設計若しくは監理
建設環境(環境アセスメント又は環境管理、環境整備に関する調査、計画若しくは設計)		
環境調査・計画	7170	大気、水質、騒音、振動、動物・植物生態系、景観等に関する調査、予測、評価又は記録
環境整備	7171	河川空間環境、道路環境、地域環境等に関する環境整備、景観、公害対策、緑地保全等に関する計画又は設計
その他の建設コンサルタント	7900	
【その他】		
資料整備	8000	調査、計画、設計等に関する資料の収集、記録又は資料の整備
その他	8001	廃棄物対策、情報システム、情報通信、防災対策等に関する企画、調査・計画、予測、評価又は記録等。補償説明。 ●不動産鑑定、●計量証明、●登記業務

別表3 物品・その他業種分類表

〈別表3〉

物品・その他・業種分類表

種別番号	品目番号	物品等の種類(品目名)例示
01 文具・事務用品	01 文房具事務用品	文房具、事務用機械器具類(一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。 (ただし、什器を除く。)、紙袋等
	02 用紙類	上質紙、中質紙、中質紙(再生紙)、更紙、和紙、ノーカーボン紙、PPC用紙、PPC用紙(再生紙)、湿式 乾式等、和洋紙製品(画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙)等
	03 印章	木印、ゴム印、日付印等
02 事務用機械器具類	01 機器	パソコン、タブレット、パソコン用プリンター、OCR装置、パソコン用周辺機器、AV機器、サーバー、バックアップ装置等
	02 用品	USBメモリ、磁気テープ、SDカード等
	03 ソフトウェア	OS、アプリケーションソフト、ウイルス対策ソフト、その他のパソコン用ソフト等
	04 消耗品	トナー、プリントユニット等
	05 事務用機器	複写機、印刷機、複合機、シュレッダー、レジスター、製本機、OHP等
03 学校教材類	01 教材	学習教材、実習用機器等
	02 実験器具	理科実験器具、理振教材等
	03 遊具	教育用玩具、教育用遊具等
	04 教材用映像資料	DVD、ビデオ、映画フィルム、その他教育機器等
	05 保育用教材	保育教材、保育用品、ベビーカー等
	06 楽器	和楽器、洋楽器等
	07 レコード等	音楽CD、朗読CD、レコード等
04 什器類	01 鋼製什器	書庫類、更衣箱、机、椅子等
	02 木製什器	応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等
	03 家具	家具、一般用ベッド等
	04 その他什器	図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等
05 工作機械及び 産業機械類	01 作業用機械器具	板金加工機械、プレス機械、レーザー加工機械、旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械 工具、レーザー加工機、溶接機、木工等
	02 建設用機械	ショベルローダ・ミニ建機、ホイールローダー、トレンチャ、掘削機・積み込み機、クレーン・荷役機械、基礎工専用機械、 せん孔機械・トンネル工専用機械等
	03 環境対策用機械	環境施設向け機械部品、環境施設向け機械等
06 医療及び 理化学機械器具類	01 医療用機械器具	医療機器、検査・診断用機器、管理・治療用機器、診断材料、身長計、視力計、体重計、医療用ベッド、血圧計、薬品保 管庫、セラピーマット、医療用ベッド等
	02 理化学機械器具	公害防止関連機器、水質分析機器、ptセンサー、可燃性ガス検知機、透視度計、残留塩素測定器及び関連商品等
	03 計測機械器具	分析測定機器、試験機器、台貫(トラックスケール)、排ガス分析計、水質分析計等

07 電気機器類	01 産業用電気機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機、発電機、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、汚水処理装置、集塵装置、焼却炉、屋外照明器具、舞台照明器具等
	02 一般電気機械器具	映像・音響機器(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係機器(エアコン、クーラー等(ガス含む。))電球等照明・配線関係器具、ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガス含む。)
	03 通信機械器具	電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等
08 厨房用品及びガス器具	01 厨房機器	保冷库、食器洗浄機、皮剥器、ウォータークーラー、ガス炊飯器、水切り台、配膳台、調理台、業務用冷凍冷蔵庫 家庭用冷凍冷蔵庫等
	02 ガス器具	ガスコンロ、ガス給湯器等
09 消防器具類	01 消防用品	消防機器、防災服、消防用安全靴、消防用長靴、消防用長靴、消防用皮手袋、潜水具、潜水ウエットスーツ 防災ヘルメット等
	02 消火器	消火器
	03 防災保安用品	土のう袋、バリケード、回転灯、ハンドビーム、発煙筒、さすまた、防犯ベル、防塵マスクフィルター、アルコール検知器 担架、防災用品(保存食、食器セット、災害備蓄用畳、真空パック毛布、災害用簡易テント等)
10 安全用品	01 保護具	耳栓、イヤープロテクター、ヘルメット等
	02 作業着	制帽、制服、作業服、事務服等
11 車両類	01 自動車	乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、電気自動車等
	02 自転車・雑車	自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子等
	03 車両部品	車両関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビ、電装品、自転車・雑車部品等
	04 車両修理	車両・自転車修理、車検・法定点検(認証、認定を受けた者に限る。)、板金・塗装等
12 肥料類	01 肥料類	用土肥料等
13 燃料類	01 石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等
	02 電気	電気
	03 ガス類その他	LPガス(許可業者に限る。)、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス(医・理・工業用を含む。) 石炭、コークス、木炭、石油外燃料等
14 薬品類	01 医療系薬品	医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス 血清培地、動物用医薬品等(必要な許認可等を受け、必要な届出等を行っていること。)
	02 工業用薬品	塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭(再生を含む。)、流出油処理剤等、キレート剤、メ タノール、消石灰、硫酸アルミニウム、エバグロース等
	03 衛生材料	絆創膏、マスク、脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等
15 試薬類	01 実験用薬品	理科実験用薬品等
	02 試薬	検査・分析用試薬等
16 繊維・皮革製品	01 縫製品	白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等
	02 寝具類	布団、毛布、敷布等
	03 室内装飾品	じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等
	04 履物	革靴、布靴、ゴム長靴、地下足袋、病院用シューズ等
	05 鞆	抱鞆、キャリーバック、アタッシュケース等
17 展示装飾及び 標識看板類	01 展示用パネル	展示に使用するパネル、フレーム、各種額縁等
	02 各種看板・標識	看板、道路標識、電照式標識、保安灯等、バリケード
	03 旗・記章	のぼり、優勝旗、横断幕、懸垂幕、掲揚旗、卓上旗、車旗、バナー、ペナント、カップ、金盃、メダル、トロフィー 楯、襟章、腕章、肩章、胸章、袖章、臂章、帽章、周章、ワッペン、バッジ等

18 写真・時計・眼鏡	01 写真用品	カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム(医療用を除く)、映画フィルム、現像等
	02 時計・貴金属・眼鏡	時計、貴金属、眼鏡、ストップウォッチ等
19 荒物雑貨類	01 日用品・金物	洗剤、清掃用品、カギ(製作を含む)、ポケットティッシュ、蚊取り線香、スリッパ、衣装ケース等
	02 マット・スノコ	マット(塩ビ等)、スノコ(塩ビ等)、ターボリンシート等
	03 作業用品	軍手、皮手袋、雨衣、裏メリヤス付ビニール手袋、ウエス、調理用エプロン等
	04 コンテナ等	ドラム缶、コンテナ、資源ゴミ分別収集容器、回収用容器等
20 印刷製本	01 一般印刷	チラシ、ポスター、報告書等の冊子、複写紙帳票、カレンダー(既製品を除く)等
	02 フォーム印刷	コンピューター用連続帳票、端末機用単票等、連続伝票用紙、OCR・OMR伝票用紙、帳票類、通知書類等
	03 特殊印刷	グラビア、シール・ラベル、スクリーン、ナンバリング、カーボンカード、手帳等
	04 航空写真・図面製作	航空写真、図面製作、写図、地図製作(原図作成から印刷までを含む。)、住居表示案内図等
	05 複写	コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力
21 ごみ袋製作	01 ごみ袋製作・配送等	ごみ袋、ボランティア清掃袋、肥料袋の製造等
22 その他物品	01 百貨店	衣食住に関する商品を取り扱っているもの
	02 食品	茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品
	03 記念品	記念品、贈答品、賞品等
	04 その他物品関係	
23 建設資材	01 アスファルト	アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等(プラント所有者に限る。)
	02 生コンクリート	生コンクリート(プラント所有者に限る。)
	03 セメント・骨材	セメント、砕石、再生砕石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等
	04 コンクリート製品	ヒューム管、パイプ、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年堀、ブロック等
	05 木材	木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等
	06 鉄鋼・非製鉄品	鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鋳鉄管、ビニール等
	07 水道用資材	水道メーター、漏水防止機、水道用継手類等
	08 仮設資材	組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等
	09 その他	建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス(机上ガラスを除く。)等
24 施設運転管理等	01 し尿処理施設運転管理	し尿処理施設運転管理業務
	02 ごみ処理施設運転管理	ごみ処理施設運転管理業務
	03 粗大ごみ処理施設運転管理	粗大ごみ処理施設運転管理業務
	04 その他	
25 建物清掃及び警備	01 建物清掃等	ビル清掃、排水管清掃、道路清掃、側溝清掃、除草等
	02 貯水槽・浄化槽清掃	貯水槽及び浄化槽の清掃、貯水槽及び浄化槽の管理等
	03 駆除	害虫駆除、ネズミ駆除等
	04 警備・交通誘導	警備保障、交通誘導員、警備員の派遣等
26 土木維持管理	01 土木維持管理業務	道路・河川・下水道施設の維持管理等
27 保守点検・修繕	01 電気設備	電気設備の保守点検、修繕
	02 機械設備	機械設備の保守点検、修繕、エレベーター保守、ポンプ等点検整備、オイルタンク気密漏洩検査
	03 消防点検	消防設備の保守点検、修繕
	04 空調	空調設備の保守点検、修繕
	05 その他	

28 業務代行	01 電算業務	プログラム作成、システム開発、データ入力等
	02 医療事務	医事業務、健康診断
	03 施設の運営	台貫計量受付業務、リサイクルプラザ運営業務、粗大受付業務、その他電話交換、受付、案内等
	04 人材派遣	翻訳、速記、テープ起こし、講師派遣、研修等
	05 給食業務	給食業務
29 各種レンタル及びリース業	01 事務・OA機器リース・レンタル	事務・OA用品等
	02 寝具リース・レンタル	寝具等
	03 福祉用具リース・レンタル	福祉用具、介護用品等
	04 清掃用品リース・レンタル	マット、清掃用品等
	05 車両リース・レンタル	車両等
	06 機械器具リース・レンタル	機械器具、ショベルカー等
	07 プレハブリース・レンタル	仮設ハウス、仮設トイレ等
	08 イベント関係リース・レンタル	テント、音響機器等
	09 医療機器リース・レンタル	医療機器等
	10 その他リース・レンタル	緊急通報システム等
30 分析・測定	01 ダイオキシシン類測定	ダイオキシシン類測定
	02 大気・水質測定等	大気・水質測定
	03 その他分析・測定業務	煤煙測定、シックハウス分析・測定、廃棄物調査、土壌調査、排ガス分析、空気環境、室内空気、騒音、振動測定、アスベスト調査、その他環境全般調査測定分析等
31 有価物等買入れ	01 古紙買入れ	新聞、雑誌、感光紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙製容器、段ボール等
	02 金属類買入れ	スチール、アルミ、鉄屑等の金属類等
	03 ペットボトル・廃プラスチック買入	ペットボトル、トレー、その他プラスチック製品くず等
	04 廃油	廃油、廃食用油等
	05 その他	その他有価物買入れ
32 廃棄物処理	01 焼却灰	焼却灰処理
	02 感染性廃棄物	感染性廃棄物処理
	03 一般・産業廃棄物	一般廃棄物処理、産業廃棄物処理、特別管理産業廃棄物処理等
	04 中間処理	一般廃棄物・産業廃棄物等の中間処理
33 運搬・輸送	01 一般・産業廃棄物	一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物収集運搬
	02 運送、その他	バス等による輸送、ホテル・居食場所手配・視察研修プラン作成等、物品などの運送
34 各種イベント	01 映画又はビデオ制作	写真撮影、動画撮影、動画製作、記念誌・写真集の製作等
	02 イベント企画	シンポジウム、イベントの企画・運営等
	03 出版・デザイン	ホームページ製作、CMSシステム開発等
35 その他業務	01 クリーニング	ドライクリーニング、ウエットクリーニング等
	02 保険	生命保険、損害保険等
	03 その他業務	